

新型コロナウイルス感染症に係る措置について

ポイント 1 新型コロナウイルス感染拡大防止に係る特別休暇と職専免

ワクチン接種は職専免、副反応が生じた場合は特別休暇

■特別休暇

- 教職員本人や親族に症状がみられる場合
 - ※発症から治癒まで（検査結果が陰性の場合は結果が判明するまで）
- 子が通う学校園が休校園の場合
 - ※登園自粛要請の場合も対象
- 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を受ける場合
 - ※ワクチン接種のための予約に必要な時間については対象外

■職専免

- 同僚に感染が疑われる場合
- 同僚など勤務を通じて濃厚に接触した者に感染が疑われる場合
 - ※家族間での接触でもなく、勤務上の接触でもない場合は在宅勤務
- 新型コロナウイルスワクチンの接種にともなう副反応が生じた場合
 - ※副反応かどうかにかかわらず、風邪症状がみとめられる場合は取得可能

■発熱等の風邪症状

感染が疑われる者の 状況（期間）	検査まで		検査から 結果判明まで	結果判明から 治癒まで （検査結果が 陽性の場合）
	医師の 検査指示から 検査実施まで			
感染が疑われる者				
教職員本人に 症状がみられる場合	特 別 休 暇			
教職員の親族に 症状がみられる場合	特 別 休 暇			
同僚職員等※に 感染が疑われる場合		職 専 免		
友人・知人に症状がみられ、 濃厚接触者として 外出自粛要請された場合	在 宅 勤 務			

※同僚職員とは、職員本人が勤務を通じて職場等で濃厚に接触した者を想定している。

例：同じ学校で業務を行う同僚教職員、会議等で長時間同席した学校関係者

■その他

小学校・中学校・高校・特別支援学校・保育園・幼稚園・こども園の臨時休業等の期間（職員本人が勤務しないことがやむを得ない場合に限り） ※保育園等が休園ではなく、登園自粛の場合についても同様	特別休暇
海外から帰国し、2週間の自宅待機とされた場合	在宅勤務

ポイント2 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置

新型コロナに関する母性健康管理措置については2021年度も継続中

2020年5月、男女雇用機会均等法にもとづく母性健康管理上の措置として、新型コロナウイルス感染症に関する措置が新たに規定されました。これにより所属長は、妊娠中の職員が、保健指導又は健康診査を受けた結果、その作業等における新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとし

て、主治医や助産師から指導を受けた場合、その内容に応じて、業務内容の変更や自宅での勤務、時差出勤を行わせるなど、適切な対応を行わなければならないとされました。この措置は当初、2021年1月31日までの限定的な措置でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染状況をふまえ、2022年1月31日まで期間が延長されています。

ポイント3 新型コロナウイルス感染症に対処するための特殊勤務手当の特例措置

コロナ対応に従事した教職員に特勤手当

職員が新型コロナウイルス感染症に対処するための作業に従事したときは、伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当の特例として日額の特殊勤務手当が支給されます。この措置は、2020年2月1日に遡って適用されます。

■作業内容ごとの支給額

作業区分	主な作業例	支給額
患者等（※1）の救護、患者等に接して行う作業	・患者等の搬送作業	日額 3,000円 (日額 4,000円（※2）)
病原体に汚染され、若しくは汚染された疑いのある物件の処理の作業	・病原体に汚染され、若しくは汚染された疑いのある物件の消毒・処分	日額 3,000円

※1 「患者等」とは、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者

※2 患者等の身体に接触して行う作業又は患者等に長時間にわたり接して行う作業（患者等に接して行う作業に従事した時間の合計が1日2時間程度にわたる作業）に従事した場合、支給額は4,000円/日

（注）同一の日に2以上の作業に従事した場合でも支給額は合計されません。

■具体的に想定される作業

1 感染者の濃厚接触者に特定されたことにより早退する児童生徒等に接して行う作業に従事した場合（教室から別室への移動、保護者へ引き渡すまでの業務等） ※1・2

2 感染者が発生した後に行われる消毒作業に従事した場合 ※3

※1 校内で発熱等の風邪症状が発生した児童生徒等に接して行う作業に従事した場合であっても、当該児童生徒等が、その時点で保健所により感染者の濃厚接触者に特定された者など客観的・合理的に見て疑いのある者でなければ手当は支給されません。

※2 「接して行う作業」には「一定の距離をとっての教室から別室への移動」も含まれます。

※3 普段から感染症対策で行っている消毒作業は対象となりません。

ポイント4 その他

養護教員の妊娠代替措置、結婚休暇の取得期間 今年度も柔軟に対応

■養護教員の妊娠代替措置

2021年度も4月から1学期末までと限定せず、各校の定期健康診断等の実施時期に応じた期間に措置できます。健康診断については、6月30日までに実施できない場合は年度末まででよいことになっています。

■結婚休暇の取得時期

結婚の日から概ね1年以内の間において取得できるとされていますが、2020年5月、県教委は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を考慮し、「2019年1月以降に取得可能となった者のうち未取得であるものについては、別途通知するまでの間において取得できる」とこととしました。2021年度についても2019年1月以降に取得可能となった者については、1年以内という期間に関わらず取得が可能です。